

(仮訳)

日米経済政策協議委員会(EPCC)共同声明

2023年11月14日

2023年11月14日、上川陽子日本国外務大臣及び西村康稔日本国経済産業大臣並びにアントニー・ブリンケン米国国務長官及びジーナ・レモンド米国商務長官は、第2回日米経済政策協議委員会閣僚会合をサンフランシスコにおいて開催した。

日本と米国は、2023年、日本のG7議長年及び米国のAPEC議長年の一環として、経済的繁栄及び安全保障を前進させるための具体的な手立てを講じてきた。我々は、ルールに基づく国際経済秩序を強化し、我々の経済をより競争力のある強靱なものにすることに対する共有されかつ継続されたコミットメントを確認する。

我々は、志を同じくするパートナーと共に、繁栄のためのインド太平洋のための経済枠組み(IPEF)も含め、経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明及びAPECと同様に、全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造していく努力を積み重ねていく。これらの取組は、脆弱性を更に低減させ、こうした脆弱性を利用し助長する悪意ある慣行に対抗することにより、経済的強靱性及び経済安全保障に関する進展中の二国間の戦略的協調を強化する。

2030年の気候変動に関するコミットメントに沿って脱炭素化に向けた努力を加速し、遅くとも2050年までに世界全体で温室効果ガスのネット・ゼロ排出の達成を目指す中で、我々は、イノベーションを促進し、産業基盤、サプライチェーン及び将来の戦略的新興産業を構築するために、我々の経済、技術、及び関連する戦略を最大限に整合させることを目指す。我々は、女性の経済的エンパワーメント、官民における女性のリーダーシップ及び女性起業家を支援しながら、リスクリングや労働力開発、スタートアップ企業に適したエコシステム等、この目的に向けた官民パートナーシップを推進することをコミットする。また、クリーンエネルギーへの移行を支援するためのイノベーション及び投資の最大化を含め、両国企業間の協調を更に強化するため、分野横断的なイニシアティブを追求していく。

我々は、我々の経済安全保障及び国家安全保障に対して高まる脅威に対処するため、政策連携を戦略的に促進し、また、この目的を達成するため、志を同じくする他のパートナーとのコミュニケーションを強化していく。また、今後、EPCCの下、日米のビジョンをより分かりやすく伝達するため、民間部門との連携を強化する。

我々は、ウクライナの人々に死と破壊を与え続けているロシアのウクライナに対する残忍な侵略戦争の影響を引き続き深刻に懸念している。また、ロシアの凶悪な戦争は、サプライチェーンを混乱させ、エネルギー及び食料に関する不安定さを高め、金融の安定性に対するリスクを増大させ、インフレを助長し、市場の不安定性を高め、成長を制約することにより、世界経済の脆弱性を悪化させている。我々は、我々が開発する最先端技術や、軍事目的に有用な既存技術が、国際の平和及び安全を脅かす軍事力の増強のために利用されることを防止するべくために、引き続き協調していく。

インド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の強化

1 インド太平洋地域への経済的関与

インド太平洋国家として、我々は、インド太平洋地域の平和及び繁栄を前進させる責任を共有している。この地域が経済的威圧や非市場的政策及び慣行に対して脆弱な立場に立たされる中、信頼できるサプライチェーンを構築し、開かれた市場と公正な競争を促進することによって、強靱性を高めることが重要である。我々は、質の高い投資と川下の購入者を惹きつける、意味のある労働上の、社会的及び環境的な保護を維持するよう、この地域に働きかける必要がある。また、地域のアクターが信頼できるパートナーとの間で経済的統合を強化することを後押ししていく必要がある。我々は、IPEF を通じて地域経済協力を深化させるために本年達成された大きな進展を歓迎するとともに、IPEF のパートナーと緊密に協力し、地域及び世界における我々の経済的な競争力を高めていけることを期待している。我々は、インド太平洋地域での貿易及び投資を促進するための既存のパートナーシップやイニシアティブに留意しつつ、EPCOC をインド太平洋地域における経済関係の深化に関する二国間協議の場として活用する意向である。

2 非市場的政策及び慣行への対処

我々は、経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明に基づき、戦略的依存関係及び構造的な脆弱性を作り出し、助長するためにますます利用されている非市場的政策及び慣行に対処することを目指す。このような非市場的政策及び慣行は、構造的な課題を提起し、また、競争条件を根本的に歪め、国内市場とグローバル市場を支配し、グローバル・サプライチェーンの脆弱性を作り出すために、戦略的、体系的及び複合的に展開される。我々は、あらゆる形態の強制技術移転、有害な産業

補助金及び国有企業による市場歪曲的慣行等、過剰生産能力を生み出すものを含む、広範かつ変化する非市場的政策及び慣行について深刻に懸念している。日本及び米国は、二国間で、また、志を同じくする他のパートナーと協力して、非市場的政策及び慣行がもたらす構造的な課題に対処するため、ツールや国際的なルール及び規範の活用及び開発を通じて対処する。

3 経済的威圧への対処

我々は、経済的威圧を抑止しそれに対抗するための二国間の情報共有及び協調を確認するとともに、経済的威圧に対する調整プラットフォームを含む志を同じくする他のパートナーとの我々の取組を確認する。我々は、経済的威圧の影響について我々の理解を深めるための経済協力開発機構(OECD)による経済分析を歓迎する。我々は、経済的威圧の事例を抑止し、協調して対応する能力を引き続き向上させていく。我々は、インド太平洋地域のパートナーへの関与を継続し、彼らが経済的脆弱性を特定し、軽減することを支援し、彼らの経済的な発展、強靱性及び繁栄を支援していく。我々は、引き続き警戒を怠らず、太陽光パネルや半導体、電気自動車、コンピューター、スマート機器に不可欠なその他の部品の生産に大きな影響を与える可能性がある、重要鉱物に対する輸出規制の潜在的な影響について引き続き評価していく。

4 科学的原則又は科学的証拠に基づかない貿易制限への対応

我々は、食品及び農産物の自由な貿易に影響を及ぼす措置は、科学的原則又は科学的証拠に基づくべきであり、日本産食品に対する輸入制限は直ちに撤廃されるべきであることを再確認する。我々は、国際原子力機関(IAEA)や他の国際的な専門家による、日本の計画が安全で、科学に基づき、かつ、透明性が高いものであるとのレビュー結果を受け、日本のALPS処理水放出の計画に満足していることを再確認する。我々は、海水や水産物中のトリチウムを含む核種の濃度が国際的に認められている基準を大きく下回ることを示す、各放出後これまでに報告されているモニタリング結果を確認する。

5 透明、強靱かつ持続可能なサプライチェーンの構築

我々は、信頼性があり、かつ環境保護にも資する戦略物資の供給源を促進する、透明、強靱かつ持続可能なサプライチェーン戦略を策定するために協力する意図を有する。我々は、このような取組を通じて、公平な競争条件を促進し、非市場的政策

及び慣行に対抗することを目指す。

6 質の高いインフラ、持続可能な投資の推進及び不透明な貸付慣行への対応

我々は、G7 広島サミット及び G20 ニューデリー・サミットを踏まえ、G7のグローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)の下、投資の促進を具体的に進展させるため、パートナー諸国との協力を継続する意図を有する。この目的のため、米国及び日本は、質の高いインフラ事業を認証するためのブルー・ドット・ネットワーク事務局の設立を支持する。我々は、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」、「G20 持続可能な貸付に係る実務指針」、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」、「OECD 多国籍企業行動指針」を含め、投資、貸付と債務の透明性に関する国際的なルール、基準、原則を遵守するよう、全ての関係者に求め続ける。我々は、民間部門も活用し、太平洋島嶼国のビジネス環境を向上させるとともに、気候変動に対する強靭性やインフラ格差への対応といった問題に必要な解決策に貢献する新興スタートアップ企業や零細・中小企業に対するビジネス展開支援や、公正で競争力のある透明性の高い資金調達へのアクセスの提供を共同で推進することにより、経済協力の分野を含め太平洋島嶼国との経済・外交関係を拡大している。

7 個人データ保護とプライバシー

我々は、日米商務・産業パートナーシップ(JUCIP)を通じ、国境を越えたデータ流通並びに効果的なデータ及びプライバシー保護を世界的に促進するための協力を継続する。国境を越えたデータ流通を可能にし、DFFT(Data Free Flow with Trust)を具体化するための努力として、我々は、グローバル越境プライバシールール(CBPR)フォーラムの拡大を促進するためのパートナーへの働きかけについて、二国間及び多国間で調整していく。我々は、グローバルなプライバシー制度の相互運用性の基礎となり得る、政府が支援する国際的に認知された認証として、CBPR 及びグローバル処理者向けプライバシー認証(PRPR)システムの確立及び促進にコミットする。我々はまた、効果的なデータ保護とプライバシーの目的を促進するため、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する OECD 宣言」の促進のための二国間及び多国間での協力の機会を特定する意図を有する。これには、国内法や法的手続の下で、両国がどのように宣言の原則を遵守しているかを示すこと、宣言の支持に向けて OECD 非加盟国に関与すること及び OECD 非加盟国が宣言との一貫性をどのように示すかについてのロードマップ策定に向けた OECD 主導の取組に意見を述べるが含まれる。

経済的強靱性の強化並びに重要・新興技術の育成及び保護

8 コンピューティング技術

A) 半導体

我々は、志を同じくするパートナー間のサプライチェーンを強化し、半導体供給の途絶を検知するための早期警戒システムに向けた取組を強化するために、世界の半導体の需要・供給の動向について緊密な協議を続けていく。我々は、新たな産業用途のための新しい設計を可能にする次世代半導体の開発に関する共同タスクフォースの下での生産的な議論を発展させる意図を有する。日本の最先端半導体技術センター(LSTC)と米国国立半導体技術センター(NSTC)との間で研究開発ロードマップに関する協力が加速されることを奨励する。我々はまた、学术界及び国立研究機関を巻き込んだ人材開発協力を推進し、これらの具体的なプロジェクトを拡大・フォローアップしつつ、来年から共同プロジェクトを開始する予定である。

B) 人工知能(AI)

我々は、G7 広島 AI プロセスやその他の国際的な場において、志を同じくする他のパートナーと共に、AIに関する議論をリードしていく意図を有する。我々は、広島 AI プロセスの下、特に、広島プロセスにおける「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」及び「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」の進捗を歓迎するとともに、他の G7 メンバーと共に広島 AI プロセスを更に前進させる決意を確認する。我々は、G7 の関係閣僚による、G7 内外のマルチステークホルダーへのアウトリーチ及び協議の実施に向けた努力を引き続き支援していく。我々は、ガバナンス枠組みの相互運用性を向上させる必要性を共有し、米国の国立標準技術研究所(NIST)と日本の情報処理推進機構の主導の下で、AI リスクマネジメントフレームワークと日本の AI ガイドラインとのクロスウォークの作成に向けて協力する機会を歓迎する。我々は、日米における生成 AI の開発に不可欠な最先端半導体の利用可能性の拡大について協力していく。

C) 量子情報科学技術

米国国立標準技術研究所(NIST)と日本の産業技術総合研究所との間の覚書が改訂され、量子技術が協力分野として拡大されたこと、また、量子技術に関する強固な量子サプライチェーンと実用的なユースケースの開発を支援するために共通の研

究テーマと国際標準化活動に関する共同協議が開始されたことを歓迎する。

9 バイオテクノロジー

我々は、COVID-19 パンデミックの教訓を踏まえ、製薬及びバイオテクノロジー産業基盤の強化に向けて、官民の連携を促進する意図を有する。我々はまた、バイオものづくりにおける競争力を強化し、創薬及び革新的なバイオテクノロジー研究のための健全なエコシステムを両国間で構築するための取組を続ける。

10 クリーンエネルギー技術

我々は、蓄電池のサプライチェーンを強化し、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電及び小型モジュール炉(SMR)を含む革新原子炉等の革新的技術の推進に取り組む意図を有する。我々は、安全で持続可能かつ強靱なクリーンエネルギー技術の世界市場を成長させるために、国際的な基準や評価方法の開発を支援するとともに、この 10 年間で日米両国内の市場においてこれらの技術の展開を加速させる意図を有する。

11 次世代通信技術

我々は、オープン無線アクセスネットワーク(Open RAN)モデルの認知度を向上させ、作業能力を構築すること等により、グローバル市場における安全で商業的に実行可能な電気通信アプローチとして、Open RAN を用いた5G ネットワークの採用を加速させるために連携する意図を有する。この目的のため、日本はフィリピンのアジア・オープン RAN・アカデミー(AORA)をインド及び太平洋諸島へ拡大させ、また、フィリピンでの AORA 相互運用性ラボの開発と実施を支援していく。我々は、デジタルエコノミーに関する日米対話を通じて、日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップを引き続き推進していく。我々は、5G 市場における Open RAN の市場シェアを大幅に拡大することを目指し、安全でオープンな5G ネットワークをグローバルに構築する取組を支援し続ける。このような取組には、第三国におけるワークショップ、セミナー及び概念実証プロジェクトが含まれ得る。

12 重要鉱物

我々は、加工及び精錬を含む重要鉱物サプライチェーンにおける現地での価値創造を引き続き支援し、それらのサプライチェーンが強固かつ強靱であり、責任及び透

明性を維持できるようにすることにコミットする。我々は、重要鉱物サプライチェーンを強化し、採掘、加工及びリサイクルにおける責任ある持続可能な投資を促進し、特定の国への依存を減らし、高い環境・社会・ガバナンス(ESG)基準を推進するために、鉱物安全保障パートナーシップを通じた協力を継続する。我々は、我々の国やインド太平洋地域の他のパートナー諸国における電子廃棄物のリサイクルを促進する努力を支援する。

13 エネルギー安全保障

我々は、ロシア産エネルギーへの依存を低減するためのコミットメントを強調する。我々は、原子力エネルギー及び強靱な民生用原子力エネルギーサプライチェーンの構築に関する協力を深化させる。我々は、最高水準の国際的な核セキュリティ、核不拡散、安全基準に適合する形で、ルーマニア、インドネシア、ガーナ等の第三国における既存の協力を増進し、SMR 技術の責任ある利用のための基礎インフラ(FIRST)プログラムを含め、それぞれの国内や第三国における革新炉の開発と展開を支援するための協力を継続することを目指す。我々は、国内外の気候変動に関するコミットメントに沿って、この重要な 10 年間に各々の電力セクターの脱炭素化を加速するため、洋上風力、太陽光及び原子力等のゼロエミッションや再生可能エネルギーの適切な利用拡大を支持し、クリーン水素やアンモニア等の派生燃料が排出削減の困難なセクターの脱炭素化に果たす役割を支持する。また、我々は、ゼロエミッション火力発電を行うためにこれらの燃料を利用する可能性について見解を共有した。我々は、共同ワークショップ、セミナー及び研究開発を含め、水素製造・利用のサプライチェーンを強化するための民間セクターの取組を称賛し、支持する。我々は、各セクター、とりわけ国際的に取引される化石燃料によるものからのメタン排出削減の取組を強化し、また、第三国からのメタン排出削減を支持する。我々は、10月16日から18日にかけてカリフォルニア州パロアルトのフーバー研究所で開催され、両国が集団的なエネルギー安全保障を強化し、クリーンなエネルギー移行を推進する意向を示した日米エネルギー安全保障対話の結論を歓迎する。

14 食料安全保障

我々は、より強靱で持続可能な農業及び食料システムを構築し、食料安全保障を促進し、栄養価の高い食料をより入手しやすく、安価にするための不可欠な基盤として、ルールに基づく、開かれた、公正で、透明性のある、予測可能で無差別な貿易を促進することに引き続きコミットする。我々は、「適応作物と土壌のためのビジョン」の立ち上げを歓迎し積極的に関与し、アフリカとそれ以遠の国々において、栄養価の高

い作物と健全な土壌のための気候適応に協力することを含め、食料不安への取組を継続する。我々は、気候危機がグローバルな食料安全保障に与える影響を認識の上、増加する世界人口の食料需要を満たすため、農業生産性、土壌の健全性及び栄養の向上を追求する意欲的な官民の農業研究開発努力を支援するために協力する。我々は、2023年G7農業大臣声明で歓迎されたように、世界中で小規模農業をより強靱で持続可能なものにするための取組に民間セクターが関与することを奨励し、民間セクター・小規模生産者連携強化(ELPS)イニシアティブを称賛する。我々は、宮崎で発表された持続可能な農業に関する日米対話の設置を歓迎する。我々は、ロシアによる食料輸出の武器化を非難し、黒海を通じたウクライナからの穀物出荷の再開が世界の食料安全保障にとって重要であることを認識する。我々は、ウクライナの穀物のより正常な出荷を可能にし、世界の食料安全保障を向上させるため、同志国と協力し、黒海穀物イニシアティブへの復帰をロシアに促していく。

15 サイバーセキュリティ

我々は、2023年9月に訪日した米国主導の日本へのサイバーセキュリティ・ビジネス開発ミッションの成功を称賛するとともに、「日米サイバー対話」における脅威の評価及びその緩和の取組についての議論等を通じて、サイバーセキュリティの脅威に関する情報共有を引き続き促進する。また、日米両国が現在策定中のIoT(Internet-of-Things)製品のラベリング制度の相互運用性を確保するための作業を継続する。我々は、IoT製品のラベリング制度のグローバルな相互運用性に向けて、志を同じくする他のパートナーへの働きかけに関する取組を調整していく。我々は、2019年に更新された産業技術総合研究所とNISTの包括的研究協力に関する覚書に基づき、暗号及びハードウェアセキュリティ技術に関する産業技術総合研究所サイバーフィジカルセキュリティ研究センター(CPSEC)とNISTの研究協力を強化する。

16 輸出管理

我々は、マイクロ・エレクトロニクスや監視システムを含む我々の重要・新興技術が、国際の平和及び安全を脅かし得る、軍事的又はその他の用途のために流用されることを防ぐため、輸出管理に関する協力を引き続き強化していく。